

報道発表資料の配付日時 1月10日 (土) 11時00分

| | | | |
|-------------------|--|---------|--|
| 発表項目 | 由仁町の高病原性鳥インフルエンザに係る搬出制限区域の解除について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>○ 12月29日 (月) に由仁町で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、本日 (10日 (土)) 行った清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査で陰性が確認されました。</p> <p>これを受け、国の「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針」に基づき、農林水産省との協議を踏まえ、明日 (11日 (日)) 午前0時をもって搬出制限区域 (半径3~10km) を解除します。</p> <p>なお、解除された搬出制限区域は「監視強化区域」として、農場の監視を継続します。</p> <p>○ 清浄性確認検査の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象農場：2農場 (発生農場から半径3km以内) 検査結果：異常なし (臨床検査) <p>○ 搬出制限区域解除検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象農場：4農場 (発生農場から半径3~10km以内) 検査結果：異常なし (臨床検査) <p>(参考)</p> <p>○ 今後、新たな発生等がなければ、農場の防疫措置完了 (12月30日 (火)) から21日経過後に、移動制限区域 (3km以内) を1月21日 (水) 午前0時に解除する予定です。</p> <p>○ なお、搬出制限区域に係る消毒ポイントは解除しますが、移動制限区域に設置した消毒ポイントは、1月21日 (水) の解除まで継続します。</p> | | |
| 報道 (取材) に当たってのお願い | ○ 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないとされています。 | | |
| 他のクラブとの関係 | 同時配付 同時レク | 空知総合振興局 | |
| 担当 (連絡先) | 北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部 (担当者：中村) TEL：011-231-4111 (内線 27-104) ファックス：011-204-5375 | | |